

事務連絡  
令和3年3月29日

各所属所ご担当者様

公立学校共済組合神奈川支部

### 「えらべる倶楽部」の会員証等について

日頃より、当共済組合の厚生事業についてご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年3月25日に各所属所に（株）JTB ベネフィットより、「えらべる倶楽部」の会員証、利用ガイド等をお送りしておりますので、組合員への配付をお願いします。

なお、本利用は4月1日からのため、3月31日付けの退職者または4月1日以降に他支部等へ異動され、当組合員の資格を喪失される方については、利用はできませんので、会員証等は廃棄していただきますようお願いいたします。ただし、退職者のうち、4月30日までに再度任用される臨時的任用職員は、再度任用後に利用ができますので、組合員への配付をお願いします。

#### 〈問合せが多い内容〉

- 4月1日から当支部の再任用職員（フルタイム）となるが利用できるか。  
→ 当支部組合員であるため、利用できます。
- 4月1日から当支部の臨時的任用職員となるが利用できるか。  
→ 当支部組合員であるため、利用できます。
- 4月1日から当支部の任意継続組合員となるが利用できるか。  
→ 任意継続組合員は、利用できません。
- 4月1日から他支部又は他共済（地方職員共済組合等）の組合員となるが利用できるか。  
→ 当支部組合員ではないため、利用できません。
- 4月1日以降に当支部の臨時的任用職員として採用される予定だが、いつから利用できるか。  
→ 4月30日までに再度当支部の組合員に採用される場合は、採用された後に利用ができます。配付された会員証等は採用されるまで保管してください。なお、5月1日以降に採用される方は新しい会員証等を配付します。

問合せ先  
健康福利グループ 小澤、大貫  
電話 (045) 210-8170